

## 君津市最低制限価格制度実施要領

平成31年4月1日制定

令和2年4月1日改正

令和6年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、君津市が発注する建設工事又は製造の請負並びに測量・コンサルタント業務委託に係る競争入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)及び君津市財務規則(昭和61年規則第2号)第126条第1項(同規則第136条において準用する場合を含む。)に規定する最低制限価格の設定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第2条 最低制限価格を設定する対象は、競争入札により次に掲げる契約を締結しようとする場合に適用する。ただし、市長が最低制限価格を設定する必要がないと認めた場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

- (1) 設計金額が130万円を超え3,000万円未満の建設工事又は製造の請負
  - (2) 設計金額が500万円を超える建設工事に係る測量・コンサルタント業務委託
- (最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、次の各号により算定するものとする。

- (1) 建設工事又は製造の請負

予定価格(消費税及び地方消費税の額を除く。以下同じ。)の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額(千円未満切り捨て)とする。ただし、その額が、予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に100分の92を乗じて得た額を最低制限価格とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に100分の75を乗じて得た額とする。なお、算定項目に含まれる費目は、別表第1に掲げるものとする。

- ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

(2) 建設工事に係る測量・コンサルタント業務委託

別表第2に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表に掲げる最低制限価格の基準となる額の合計額（千円未満切り捨て）とする。ただし、その額が予定価格に同表の上限割合の欄に定める割合を乗じて得た額を超える場合にあっては当該乗じて得た額とし、予定価格に同表の下限割合の欄に定める割合を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該乗じて得た額とする。

(3) 前2号の規定にかかわらず、最低制限価格の算定が困難な場合は、予定価格に100分の92から100分の75までの範囲内で適正と認める割合を乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

(入札者への周知)

第4条 契約担当者は、最低制限価格を設定するときは、入札の公告又は入札説明書に、次の各号に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 最低制限価格を設定していること。
- (2) 最低制限価格を下回る入札をした場合は失格となること。
- (3) その他必要と認める事項

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 建設工事に係る測量・コンサルタント業務委託最低制限価格取扱要領（平成27年4月1日制定）は廃止する。
- 3 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第1号関係）

| 算定項目    | 費 目                        |
|---------|----------------------------|
| 直接工事費の額 | 直接工事費、直接製作費、機器費、設計技術費、処分費等 |
| 共通仮設費の額 | 共通仮設費、間接労務費等               |
| 現場管理費の額 | 現場管理費、工場管理費、据付間接費、技術者間接費等  |
| 一般管理費の額 | 一般管理費等                     |

別表第2（第3条第2号関係）

| 業種区分                     | 最低制限価格の基準となる額  | 上限割合        | 下限割合        |
|--------------------------|--|-------------|-------------|
| 土木関係の建設<br>コンサルタント<br>業務 | ア 直接人件費の額<br>イ 直接経費の額<br>ウ その他原価の額に100分の90を乗じて得た額<br>エ 一般管理費等の額に100分の48を乗じて得た額                 | 100分<br>の80 | 100分<br>の60 |
| 建築関係の建設<br>コンサルタント<br>業務 | ア 直接人件費の額<br>イ 特別経費の額<br>ウ 技術料等経費の額に100分の60を乗じて得た額<br>エ 諸経費の額に100分の60を乗じて得た額                   | 100分<br>の80 | 100分<br>の60 |
| 測量業務                     | ア 直接測量費の額<br>イ 測量調査費の額<br>ウ 諸経費の額に100分の48を乗じて得た額   | 100分<br>の82 | 100分<br>の60 |
| 地質調査業務                   | ア 直接調査費の額<br>イ 間接調査費の額に100分の90を乗じて得た額<br>ウ 解析等調査業務費の額に100分の80を乗じて得た額<br>エ 諸経費の額に100分の48を乗じて得た額 | 100分<br>の85 | 3分の2        |
| 補償関係コンサ<br>ルタント業務        | ア 直接人件費の額<br>イ 直接経費の額<br>ウ その他原価の額に100分の90を乗じて得た額<br>エ 一般管理費等の額に100分の45を乗じて得た額                 | 100分<br>の80 | 100分<br>の60 |